

明星小学校学則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この学則は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に基づき、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な知識及び技能を施すための管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本校は、明星小学校（以下「本校」という。）という。

(位置)

第3条 本校の位置は、大分県別府市野口原3088番地に置く。

第2章 修業年限、学級編成及び収容定員

(修業年限)

第4条 本校の修業年限は、6年とする。

(学級編成及び収容定員)

第5条 本校の学級編成及び収容定員は、次のとおりとする。

学年	学級	収容定員
第1学年	2学級	60名
第2学年	2学級	60名
第3学年	2学級	60名
第4学年	2学級	60名
第5学年	2学級	60名
第6学年	2学級	60名
計	12学級	360名

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (4) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで
 - (5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで
 - (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
 - (7) 学園記念日 10月22日
 - (8) その他の休業日 前各号に定めるもののほか、非常変災その他急迫の事情により休業した日又は校長が必要と認めた日
- 2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までに規定する休業日を通算した日数の範囲内で、これを変更することができる。
- 3 校長は、校務の運営上特に必要があると認めたときは、あらかじめ学校法人別府大学理事長（以下「理事長」という。）の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。
- 4 第1項第8号の規定により、臨時に授業を行わない場合においては、次の事項を速やかに理事長に報告しなければならない。
- (1) 授業を行わなかった期間
 - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
 - (3) その他校長が必要と認める事項

第4章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第9条 本校の教育課程は、各教科、道徳、特別活動、及び総合的な学習の時間により編成し、別に定める。

(教科用図書・教材)

第10条 教科用図書は、文部科学大臣の検定又は認可を経たものを使用する。

(授業日数)

第11条 授業日数は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うように計画する。

第5章 学習評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第12条 学習の評価は、児童の平素の成績と考査等を総合して学年末に行う。

2 学習の評価及び評定に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第13条 各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。

2 各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。

(原級留置)

第14条 校長は、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

(卒業認定)

第15条 校長は、全学年の教育課程を修了した者に対し、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第6章 入学、退学、転学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、欠員があるときは、随時入学を許可することができる。

(入学資格)

第17条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者とする。

(1) 市町村長から就学通知書を受けた年齢満6歳以上の者

(2) 校長が入学資格を認めた者

(転入学又は編入資格)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前学年の課程を修了し、当該学年の課程を履修するに相当と認められる者とする。

2 各学年に編入できる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同年以上の学力があると認められた者とする。

(入学志願)

第19条 入学を志願する者は、所定の期日までに、本校規定の入学願書のほか別に定める書類及び入学検定料を添えて校長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対し、入学者選考要項により入学者の選考を行う。

2 前項の選考による合格者は、校長が決定する。

(入学許可)

第21条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。ただし、所定の期日までに前項の入学手続が行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(保護者)

第22条 入学者の選考に合格した者の親権者又は後見人（以下「保護者」という。）は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。

- 3 保護者は、住所、氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 保護者が死亡又は失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

(転入学)

- 第23条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以上の相当の学年に転入学を許可することができる。
- 2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

- 第24条 校長は教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。
- 2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転編入学の志願、選考、入学手続き、保護者)

- 第25条 編入学及び転入学については、第19条から第22条までを準用する。

(休学)

- 第26条 児童が疾病その他やむを得ない理由により3ヶ月以上引き続き出席することができないときは、保護者はその理由を明記し、医師の診断書を添えて、校長の許可を得て、1年以内の休学をすることができる。
- 2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。
 - 3 休学期間を超えても復学できないときは、校長は退学を命じることがある。
 - 4 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

- 第27条 休学中の児童が復学しようとするときは、保護者においてその事情を明らかにした書類を添え、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

- 第28条 児童が他の学校に転学しようとするときは、保護者においてその事由を明らかにし、必要書類を添え、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

- 第29条 児童が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、保護者においてその事由を明らかにし、必要書類を添え、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第30条 校長は、前2条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(除籍)

- 第31条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
- (1) 学費その他学納金を納めない者

- (2) 休学期間を超えてなお復学しない者
 - (3) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
 - (4) 入学手続完了者で、就学意思がない者
 - (5) 死亡した者もしくは行方不明になった者
- 2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

(遅刻、早退、欠席)

第32条 児童が病気その他やむを得ない理由により遅刻、早退及び欠席しようとするときは、保護者は、その都度届け出なければならない。

(出席停止)

第33条 校長は、児童が次の各号の一に該当する場合は、当該児童に対して出席停止を指示するものとする。

- (1) 伝染病にかかっており、又はかかっている疑いがあり、若しくはかかるおそれのある場合
- (2) 非常変災等で危険が予想される場合

(死亡等の届出)

第34条 児童が死亡したときは、その保護者は、死亡届を速やかに校長に提出しなければならない。

- 2 児童が住所又は氏名を変更したときは、その保護者は、住所・氏名変更届を校長に提出しなければならない。
- 3 前項の氏名の変更については、戸籍謄本を添付するものとする。

第7章 ほう賞及び懲戒

(ほう賞)

第35条 校長は、1学年以上在学し他の児童の模範となる児童には、賞品又は賞状を授与することができる。

(懲戒)

第36条 児童がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあったときは、校長は懲戒を行う。

- 2 懲戒は、訓告及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する児童に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他本校の児童としての本分に反した者
- 4 訓告は、前項各号の一に該当し、改悛の情が明らかな者に行う。

第8章 教職員

(教職員)

第37条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 教頭又は副校長
 - (3) 教諭
 - (4) 養護教諭
 - (5) 事務職員
 - (6) その他必要な教職員
- 2 前項に定めるもののほか次の者を置く。
- (1) 学校医
 - (2) 学校歯科医
 - (3) 学校薬剤師

第9章 学費及び入学検定料

(学費及び入学検定料)

第38条 学費とは、授業料、教育・施設充実費及び入学金をいう。

2 学費及び入学検定料は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 月額 20,000円
- (2) 教育・施設充実費 月額 10,000円
- (3) 入学金 60,000円 (内部進学者は免除)
- (4) 入学検定料 5,000円

3 児童が休学したときは、その始期の属する月の翌日から、前項第1号及び第2号に規定する授業料等を免除することができる。

4 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、学費又は入学検定料を減免することがある。

(納入、滞納及び納入の特例)

第39条 児童が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を、3カ月以上停滞し、その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。

3 前条第2項第1号及び第2号に規定する授業料等は、欠席してもこれを免除しない。

(納入金の不還付)

第40条 すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。

第10章 補 則

(委任)

第41条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則（平成31年3月27日大分県知事認可）は、令和2年4月1日から施行する。

2 収容定員は令和2年度より学年進行により各学年10名減員し、令和7年度に完成する。

附 則

1 この学則（令和元年7月19日理事会決議）は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の授業料、教育・施設充実費については、令和2年度第1学年より適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行し、改正後の授業料等については令和6年度第1学年より適用する。

(3) 明星小学校学則

新 (変更案)	旧 (現行)
<p>第1条～第37条 (略)</p> <p>(学費及び入学検定料)</p> <p>第38条 学費とは、授業料、教育・施設充実費及び入学金をいう。</p> <p>2 学費及び入学検定料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 授業料 月額 20,000円</p> <p>(2) 教育・施設充実費 月額 10,000円</p> <p>(3) 入学金 60,000円 (内部進学者は免除)</p> <p>(4) 入学検定料 5,000円</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第39条～第41条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この学則は、令和6年4月1日から施行し、改正後の授業料等については令和6年度第1学年より適用する。</u></p>	<p>第1条～第37条 (略)</p> <p>(学費及び入学検定料)</p> <p>第38条 学費とは、授業料、教育・施設充実費及び入学金をいう。</p> <p>2 学費及び入学検定料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 授業料 月額 20,000円</p> <p>(2) 教育・施設充実費 月額 6,000円</p> <p>(3) 入学金 60,000円 (内部進学者は免除)</p> <p>(4) 入学検定料 5,000円</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第39条～第41条 (略)</p>